

佐伯市ブロック塀等除却支援事業

事業の概要

- ・ この事業は、災害時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止することを目的として、道路等に面した危険ブロック塀等の除却工事を行う所有者等に対し、予算の範囲内で、除却工事費用の一部を補助するものです。



危険ブロック塀等除却工事とは

- ・ 同一敷地内において、市の事前調査により危険ブロック塀等と認められたものについて、原則として道路等（一般の交通の用に供する道で、市長が認めるものをいう。）に面した基礎を除く全ての部分を除却する工事のことです。

対象となる危険ブロック塀等

- ・ 次の1及び2に該当する危険ブロック塀等（コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の塀（フェンスその他これに類するものと混用されたものを含む。）及び門柱をいう。）が対象です。
 - 1 個人の所有するものであること。
 - 2 高さが1メートル以上であること。

補助額

- ・ 補助対象経費は補助対象危険ブロック塀等の除却に要する費用としますが、当該危険ブロック塀等の長さにより1メートル当たり6,000円を乗じて得た額を上限とします。
補助額は、この補助対象経費の1/2以内の額（1,000円未満は、切り捨て）かつ7万円を限度とします。

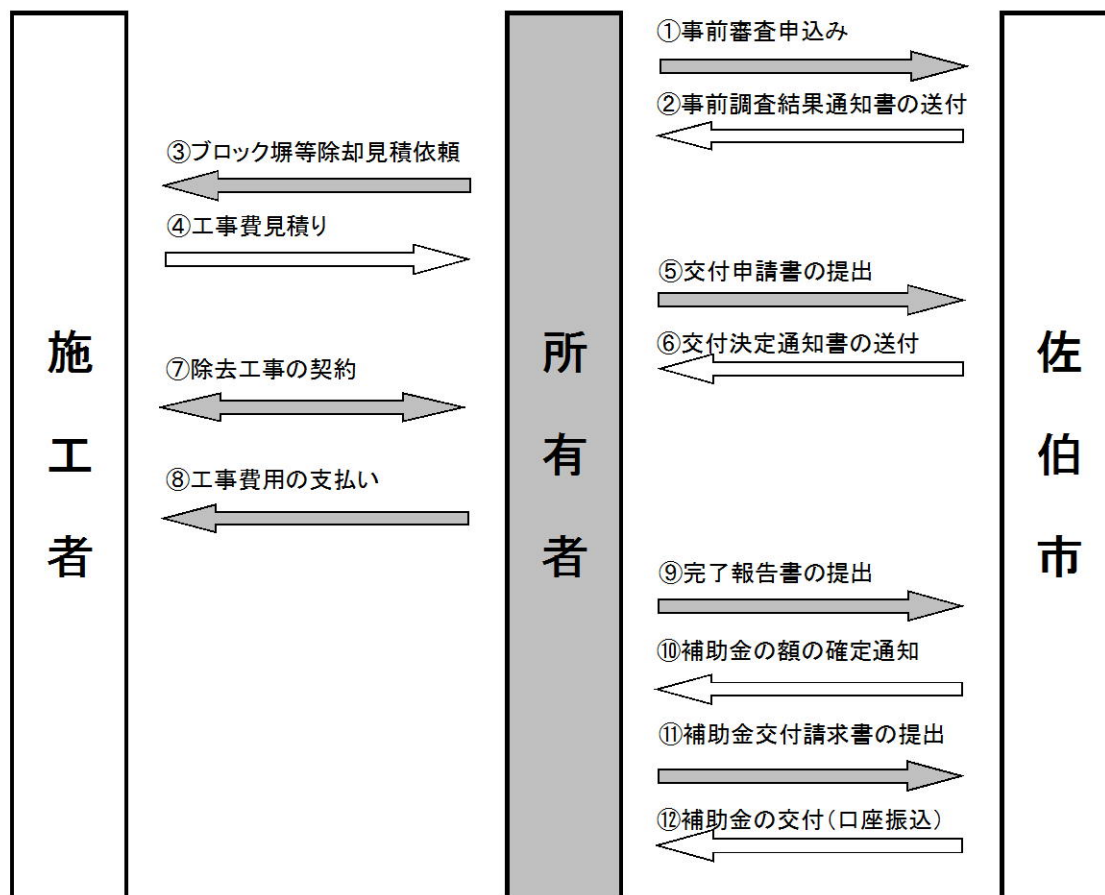
申請の受付

- ・ 受付期間 平成30年10月10日（水）から平成30年12月20日（木）まで
- ・ 受付予定件数 30件
申請件数が受付予定件数に達した場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- ・ この補助事業は、すでに行われた除却工事に対して補助金を支払うものではありません。補助を受けるには、事前に申し込み等の手続きが必要ですので、御注意ください。
- ・ 危険ブロック塀等除却工事の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- ・ 補助金の支払いを受けるためには、事業の完了報告を平成31年1月31日（木）までに行う必要があります。

ブロック塀等除却補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかに御連絡ください。

必要書類		様式
① 事前 調 査	1 事前調査申込書	様式第1号
	2 所有者であることを証する書類(建物の登記事項証明書、土地・家屋課税明細書等の写し)	
	3 ブロック塀等の位置を明示した付近見取図(住宅案内図等)	
	4 その他、市長が必要と認める書類	
⑤ 交 付 申 請	1 佐伯市ブロック塀等除却支援事業補助金交付申請書	様式第3号
	2 所有者及び受任者の市税完納証明書	
	3 当該工事に要する費用の見積書の写し	
	4 危険ブロック塀等の位置を明示した付近見取図(住宅案内図等)	
	5 当該工事の内容を示す配置図その他の図面	
	6 当該工事を施工する危険ブロック塀等の施工前の写真及びこれらの撮影方向を記載した概略平面図(5に記載した場合は、省略可)	
	7 所有者及び受任者の暴力団等でない旨の誓約書	
	8 その他、市長が必要と認める書類	
⑨ 完 了 報 告	1 佐伯市ブロック塀等除却支援事業完了報告書	様式第7号
	2 当該工事に要した費用の領収書の写し	
	3 当該工事の実施箇所の写真(施工状況及び工事完了の確認ができるもの)及び工事完了後の危険ブロック塀全体の除却状況が分かる写真並びにこれらの撮影方向を記載した概略平面図	
	4 その他、市長が必要と認める書類	